

☆お役立ち情報☆ NO. 20 2017. 4

自筆証書遺言の検認は必ず必要か

.....

検認とは、相続人に対して「遺言の存在及びその内容を知らせる」とともに、「遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名などの検認の日現在における遺言書の内容を明確にし、遺言書の偽造・変造を防止する」ための手続きです。

公正証書遺言は検認不要ですが、自筆証書遺言については、その遺言を保管していた人や発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく家庭裁判所に検認の申立てをしなければならず、また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

検認の申立てをすると、裁判所から相続人に検認を行う日が通知されます。相続人全員が出席しなくても、検認手続は行われます。

検認は遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。また検認をしないからといって、遺言書そのものが無効になるわけではありません。遺言は亡くなった人（被相続人）の財産に関する意思表示を行うものなので、「亡くなった人の希望だから」という理由で、相続人全員が遺言書の内容に納得する可能性は高くなります。検認を受けていない遺言書でも、書いた人の思いは伝えることはできます。

しかし、遺言書の内容に納得できない相続人が 1 人でもいれば、いざこざが起きることもあるでしょう。最初の話し合いで相続人全員が納得したはずなのに、あとになって、相続人のうち誰かが、遺言書の改ざんを疑ったり、異議を唱えたりするかもしれません。そういうときに検認手続きをしていれば、少なくとも検認の日より前に開封していないこと、その日以降に自筆証書遺言の偽造や改ざんなどが無いことが証明できますし、遺言書の内容を相続人全員で確認した証にもなります。

また、自筆証書遺言で遺言執行（不動産の登記などの手続き）をするためには、遺言書に検認済証明書が付いていることが必要となります。民法 1004 条には遺言書の検認について定めがあり、また民法 1005 条には検認しないで遺言執行を行ったときや、遺言書を家庭裁判所以外で開封したときの罰則規定もあります。

このように、自筆証書遺言は検認手続きを行うことが原則です。相続人全員が合意した内容（遺言書と異なる内容でも可）で遺産分割協議書を作成すれば、それをもって遺言執行を行うことはできますが、遺言書があるなら検認手続きは行っておくべきと心得ておきましょう。